

## 静岡県が小中学生の静岡茶愛飲促進に向けた条例を制定

12月21日、静岡県議会で「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」が成立し、27日に施行される。条例では、県が小中学生の愛飲促進に向けて必要な施策を講じるとしたほか、学校設置者は給食・休憩時間に静岡茶を飲む機会を設けるよう努めることや、関連事業者は県施策へ協力することとしている。また、茶や教育関係者等で構成する県民会議を来年度設置し、愛飲促進に向けた審議を行う。

J Aグループは県行政等に対する政策要請で、同条例の早期制定に加えて県民全体の飲用を奨励する条例の制定を求めており、今後も引続き要請していく。

### 【条例の概要】

#### 1. 条例の目的

小中学校において、児童生徒が静岡茶を飲む機会及び児童生徒に対する静岡茶の食育の機会を確保することにより、児童生徒の静岡茶の愛飲を促進する。

#### 2. 県の責務

県は、小中学校の実情に応じた児童生徒への静岡茶の提供の方法及び静岡茶の食育の機会の確保に関する助言を行う等必要な施策を講ずる。

#### 3. 小中学校設置者の責務

小中学校設置者は給食、休憩時間に児童生徒が静岡茶を飲む機会や食育の機会を設けるよう努める。

#### 4. 事業者等の責務

生産者や加工・流通・販売事業者は県が実施する児童生徒の静岡茶の愛飲促進に関する施策に協力するよう努める。

#### 5. 県民会議の設置

県民会議を設置し、児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項を調査審議する。

### 【添付資料】

1. 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例
2. パブリックコメントに寄せられた意見と静岡県の考え方

回覧

組合長	常勤役員	参事	関係部課長	係